

公益社団法人大分県社会福祉士会 委員会の設置及び運営に関する規程

2020年1月25日制定

2020年3月3日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条に規定する本会の事業を円滑に実施するための委員会の設置及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「委員会」とは、委員会の名称のいかんを問わず、本会事業の企画・研究・調査等の推進を目的として継続的または期間を定めて設置する機関をいう。

(委員会の区分)

第3条 委員会を次のとおり区分する。

- (1) 組織運営に必要な常設の委員会
- (2) 事業の到達目標を明確にした有期の委員会

(適用の除外)

第4条 この規程は、既に本会定款その他の規則等により個別に規定されている委員会及び助成金事業等の運営のために設置された委員会には適用しない。ただし、本会定款その他の規則等により個別に規定されている委員会においても、以下の各条項の具体的規定が定められていないものについては、この規程を適用するものとする。

(委員会の設置)

第5条 委員会を新たに設置するときは、理事による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、目的、事業計画、予算、委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。

(委員長の選任)

第6条 委員長は、理事会において原則として理事及び正会員から選任し、会長が委嘱する。

- 2 理事でない委員長は理事会が正会員から選出する。その場合は、その正会員の推薦又は承認を得なければならない。
- 3 委員長が欠けたときは、理事会において速やかに後任の委員長を選任しなければならない。
- 4 委員長は複数の委員会を兼任しないものとする。ただし、理事会で必要と認められた場合はその限りではない。

(委員長の任期)

第7条 委員長の任期は、定款第16条に規定された理事としての任期と同一とする。

- 2 委員長は、任期満了または辞任後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行

わなければならない。

- 3 理事でない委員長の任期は定款第16条に規定された理事としての任期と同一とし、再任を妨げない。ただし、連続して6期を超えて選任されることはできないものとする。

(委員長の解任)

第8条 委員長が次の各号の一に該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員会の解散)

第9条 委員会を終了あるいは解散するときは、委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。

- 2 第3条第1号及び第2号に区分される委員会については、理事会がその終了あるいは解散する時期を決定することができる。
- 3 第1項の申請に当たっては、その理由について明確にしなければならない。

(委員長の責務)

第10条 委員長は、当該委員会の年度事業計画・予算、並びに前年度事業報告・決算を別に定める様式により会長が指定する期日までに作成し、会長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、事業計画・予算に基づき事業を執行する。
- 3 委員長は、委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し事務局に保管しなければならない。
- 4 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、業務執行理事の求めに応じて報告しなければならない。
- 5 理事でない委員長は理事会の求めがある場合は、理事会に出席しなければならない。
- 6 委員会が委員会のメーリングリスト等を立ち上げる場合は、当該委員会を管轄する業務執行理事を参加者に加えなければならない。

(副委員長)

第11条 委員長は、委員会において運営上必要があると認めるときは、副委員長を委員の中から選任することができる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、後任の委員長が理事会で選任されるまでの間その職務を代行する。

(委員)

第12条 委員は2名以上とし、原則として過半数を正会員に所属する社会福祉士とする。

- 2 委員の解任は第8条に準じる。ただし、解任する場合は、所属する正会員に報告しなければならない。

(プロジェクトチーム)

第13条 委員会は個別の事業目的のために委員会内にプロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームの設置期間は原則1年とする。
- 3 プロジェクトチームの長は理事会において委員長の推薦にもとづき選任し、会長が委嘱する。
- 4 プロジェクトチームの長を正会員から選出する場合は、その正会員の推薦又は承認を得なければならない。
- 5 プロジェクトチームの構成員は第12条に準じる。
- 6 プロジェクトチームの長は事業計画・予算にもとづき事業を執行する。
- 7 プロジェクトチームの長は活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、委員長の求めに応じ委員会へ報告しなければならない。

(事務局)

第14条 各委員会には、担当事務局員を1名以上配置することができる。

(委員会等の資料及び議事録の取扱い)

- 第15条** 委員会及びプロジェクトチーム会議における会議資料は、原則非公開とする。ただし、すでに公開されている資料についてはその限りではない。
- 2 委員会及びプロジェクトチーム会議における議事録は、原則非公開とする。
 - 3 前2項において写しを要する場合は、その費用を別に定める。

(個別運営)

- 第16条** 委員長は、以下の各号を、所轄する委員会について個別に決定し内規運用するものとする。
- (1) 委員の人数構成
 - (2) 委員会の開催方法
 - (3) 議決の方法
 - (4) その他、委員会の運営に必要な事項
- 2 ただし、第3条第1号及び第2号に区分される委員会については、前項の規定にかかわらず、理事会は前項各号について決定し指定することができる。

(費用弁償)

第17条 委員会活動に伴う旅費等費用の弁償事項は、別に定める本会費用弁償に関する規程に従う。

(謝金)

第18条 委員会活動に伴う謝金の支払いに関する事項は、別にこれを定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2020年5月30日より施行する。